

玉川艇庫（令和元年10月1日以降使用分より適用）

| 施設区分 | 使用区分 | 使用時間 | 使用料 | |
|------|-------------|-----------|-----------|------|
| 艇保管室 | 全長 9m以下 1 艇 | 1 箇月につき | 610円 | |
| | | 1 年につき | 5,100円 | |
| | 全長11m以下 1 艇 | 1 箇月につき | 1,220円 | |
| | | 1 年につき | 10,200円 | |
| | 全長15m以下 1 艇 | 1 箇月につき | 1,830円 | |
| | | 1 年につき | 15,300円 | |
| 選手控室 | 1 室 | 1 時間までごとに | 200円 | |
| | 冷暖房施設 | 1 室 | 1 時間までごとに | 120円 |
| 会議室 | 1 室 | 1 時間までごとに | 710円 | |
| | 冷暖房施設 | 1 室 | 1 時間までごとに | 430円 |
| 器具 | 電源コンセント | 1 口 | 1 日 | 200円 |

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 使用の開始又は中止が月の中途になるときは、使用を開始した月の初日から使用し、使用を中止した月の末日に使用を終了したものとみなす。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。